

令和8年度（企委）第2号
結いの森公園植栽管理業務委託 仕様書

1. 目的

本業務は、結いの森公園の芝生について、専門的な見地から維持管理業務を行い、芝生の生育を保持し、公園の景観を維持することを目的とする。

2. 期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 業務内容

(1) 種類：草地管理および樹木管理

種別	種類	備考
草地管理	改良野芝	面積：約 5,400 m ²
低木刈込	ヒラドツツジ	面積：約 130 m ²

(2) 作業内容

種別	回数(年)	備考
芝刈り	4回	5月～10月の4回
除草剤散布	3回	4月・10月・3月 雑草の発生状況に応じて使用薬剤を選定すること。
目砂散布	2回	適宜 中央部の不陸が大きいため、多めの散布を行うこと。
殺虫剤・殺菌剤 散布	2回	適宜
施肥	3回	4月・6月・9月 初回は微生物入りの土壌改良材を散布 2回目以降は状況を見ながら有機肥料との併用または有機肥料単体施肥を検討すること。
低木刈込	1回	適宜

(3) 維持管理作業

ア) 植栽の維持管理作業は、上記「(2)」を標準とする。ただし、植栽の生育状況等を鑑み、より適切な維持管理を行うため、契約金額の範囲内において、内容、回数、時期等を発注者との協議により変更できるものとする。

(4) 作業計画等

受託者は、契約締結日から14日以内に、発注者に維持管理計画書（書式は任意とし、年間を通じての維持管理内容がわかるもの）および工程表を提出すること。

(5) 業務報告書の作成

各作業種別に業務の実施状況や使用した資材または肥料の種類がわかる写真（1枚以上）または納品書や取扱説明書等を、委託料請求に併せて業務報告書として整理し提出すること。

4. その他

- (1) 樹木の根際、縁石、施設設備の周辺など、機械刈りができない箇所は手刈りとする。
- (2) 刈り取った芝は、発注者の指示に従って処理すること。
- (3) このほか、日常的な芝生の維持管理に必要な事項、または疑義が生じた場合には、発注者と協議し遺漏のないようにすること。
- (4) 本契約は令和8年度予算に係る業務であり、準備契約として入札を執行する。契約の締結は令和8年度多賀町一般会計予算が発効したときに成立するものとする。そのため、予算が不成立となった場合は契約の取止め等を行うので、了解の上、入札に参加すること。また、この場合において受注者に発生する損害について町はその損害の賠償の責を負わない。